



子育て



令和3年度利用者負担額（保育料）改訂と副食費補助制度終了のお知らせ

令和3年度からの利用者負担額（保育料）が変わります。詳細は、広報おたわら1月号22ページ（左記QR）、または4月末に発送予定の「利用者負担決定通知書」をご確認ください。

市独自補助制度である、副食費補助（令和2年度は2000円）は令和2年度で終了となります。令和3年度も引き続き給食費の負担のある世帯の方は額が変更となる可能性がありますので金額をご確認ください。

問 保育課 **本** 3階

TEL (23) 8769



健康・福祉



成人男性を対象とした風しん対策を実施しています

風しんの抗体保有率が特に低い世代の男性を対象に、一人一回無料で風しんの抗体検査および定期接種を実施し

ています。対象者には、事前にクーポン券を発行しています。早めの受診をお願いします。

●対象：昭和37年4月2日～54年4月1日生まれの男性

●実施回数：令和元年度～令和3年度間に一人1回

●クーポン券有効期限：令和4年2月28日（月）まで

※詳細は、送付しているお知らせをご覧ください。クーポン券の再発行については、左記へお問い合わせください。

問 健康政策課 **本** 3階

TEL (23) 8975

要約筆記者養成講座・後期課程の受講生募集

要約筆記とは、話の内容を要約し、文字にして相手に伝える方法です。

●日時：5月14日～10月15日午後1時～3時（毎週金、全21回）

※新型コロナウイルス感染症の状況で中止となる場合があります。

●場所：本庁舎103会議室

●対象：市内に住所があり、要約筆記者養成講座・前期課程の修了証をお持ちの方

●申込方法：4月30日（金）までに左記へ電話で申し込み。

●費用：無料

●定員：5名程度

●問 福祉課 **本** 3階

TEL (23) 8954

税



令和2年分所得税などの納付について

令和2年分所得税などの納付期限および振替納税を利用されている方の口座振替日は、申告・納付期限の延長に伴い、下表のとおりとなりますので、納付期限までの納付または振替日前の預貯金残高の確認をお願いします。

なお、納税が納付期限に遅れた場合または残高不足などで口座振替ができなかった場合には、納付期限の翌日から納付の日までの延滞税がかかりますので、ご注意ください。振替納税をご利用いただく、預貯金残高を確認していただくだけで、金融機関や税務署に出向かなくても自動的に納付ができ、便利・安全・確実です。

なお、ご利用開始に当たっ

ては、各税目の確定分の納付期限までに手続きしてください。

税目など	納期限	口座振替日
申告所得税及復興特別所得税	確定分	5月31日（月）
	延納分	
個人事業者の消費税及地方消費税	確定分	5月24日（月）
贈与税	確定分	利用できません

問 大田原税務署

TEL (22) 3115 (代表)

国税専門官採用試験案内

●対象

▼平成3年4月2日～平成12年4月1日生まれの者

▼平成12年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者

①大学（短期大学を除く。以下同じ。）を卒業した者および令和4年3月までに大学

を卒業する見込みの者

②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

●試験の程度：大学卒業程度

●申込方法【原則】：インターネット申し込み

▼URL (<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>) または左記QRコードへアクセスし、説明に従って入力



▼受付期間：3月26日（金）午前9時～4月7日（水）「受信有効」

▼第一次試験日：6月6日（日）

●問い合わせ先

【インターネット申し込み】

【インターネット申し込み】

TEL 03(3581)5311

平日午前9時～午後5時

【その他の問い合わせ】

【問】 関東信越国税局人事第二課

試験係

TEL 048(600)3111

平日午前8時30分～午後5時

くらし



空き家に関する問い合わせ先の変更について

4月1日から市内の空き家に関する相談先が「都市計画課」から「建築住宅課」へ変更になります。

問 建築住宅課 **本** 5階
TEL (23) 1916

大田原市空家等対策計画の策定について

近年、適正に管理をされない空き家が増えており、防災、衛生、景観などの面でさまざまな問題が起きています。

市では、空き家問題への対策のため令和3年3月に「大田原市空家等対策計画」を策定しました。

計画の詳細は、市ホームページで公開していますのでご覧ください。



(ホームページ)

【草刈りなどのお願ひ】

市内に空き家を所有している方は、周辺住民の生活などに悪影響を及ぼさないよう定期的な草刈りや庭木の剪定を行うなど、敷地の適正な管理をお願いします。

●空家等の管理責任について
▼法律および市条例により、空家等の所有者には空き家を適正に管理する義務があります。

▼建物・敷地の管理不全が原因となり、他人に損害を与えた場合は、所有者が損害賠償などの管理責任を問われることがあります。

問 建築住宅課 **本** 5階
TEL (23) 1916

水道メーターの交換について

交換時期(8年)となる水道メーターについて、4月から順次交換を行います。対象者には通知を発送しています。

水道メーターの交換は、市の指定給水装置工事事業者証の写しを携行する業者が、対象となるお宅を訪問して交換します。ご理解とご協力をお願いします。

※水道メーターの交換には費用はかかりません。
※一部修繕に自己負担が発生

する場合があります。

問 上下水道課 **本** 5階
TEL (23) 8713

水道業務の一部民間委託について

上下水道課では、検針および開栓・閉栓作業などの民間委託を行っています。委託会社職員は、受託を証する身分証を携帯しています。不審な点がありましたらご確認ください。

●委託会社名
株式会社日本ウォーターテックス

●委託業務内容：受付業務、収納業務、検針業務、開栓・閉栓業務、給水装置工事受付業務など

●委託期間：令和6年3月31日までの3年間
問 上下水道課 **本** 5階
TEL (23) 8713

人権擁護委員の紹介

令和3年4月1日付けで次の方が委嘱されました。

吉成 一氏(新任 蛭畑)

問 総務課 **本** 6階
TEL (23) 8702

住宅地をお求めの方へ
市有地売払いのお知らせ

市有地を、令和3年10月まで随意契約で売払います。

●受付期間：毎月10日を締切日として10月12日(※)まで受付。(10日が閉庁日の場合は、直後の開庁日が締切日)
●受付時間：午前9時〜午後5時(正午〜午後1時を除く)

●受付場所：窓口のみ(郵送などによる申込不可)

●売払物件：左表のとおり(市のホームページにも掲載)

物件番号	所在地	地目(現況)	面積(m ²)	最低見積価格(円)
1	下石上2110番7	宅地	399.72	6,320,000
2	薄葉2703番2	宅地	218.64	2,758,000
3	薄葉2707番3	宅地	210.18	2,753,000
4	薄葉2708番22	宅地	230.08	4,308,000
5	野崎2丁目13番24	宅地	275.06	4,856,000
7	野崎2丁目20番13	宅地	436.29	7,703,000
9	佐良土2550番2	雑種地	391	1,627,000
10	新富町3丁目313番	宅地	799.57	5,962,000
12	下石上2102番8	宅地	284.35	4,689,000

載しています)

●申込用紙：窓口配付または市ホームページからダウンロード

●売払いについて：各回締切日の翌日に、見積合わせを行い、最低見積価格以上の最高価格を提示された方と契約手続きを進めます。

問 財政課 **本** 6階
TEL (23) 8795

